

一般社団法人愛知県産業資源循環協会における

令和6年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）において、令和2年度から推進した第2次労働災害防止計画では、「計画期間中の労働災害による死亡者数及び死傷者数を平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる」ことを目標として、正会員の協力のもと各種労働災害防止活動に取り組んできた。第2次労働災害防止計画の取り組みが進められた結果、労働災害による死亡者数は、令和2年26人から令和3年16人と大きく減少した。一方、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和2年1,502人、令和3年1,506人とほぼ横ばいとなり、その目標を達成することは難しい状況となっている。このような状況を踏まえ、連合会では、労働災害防止計画の取り組みを継続的に行うことが不可欠であると判断し、連合会安全衛生委員会において、これまでの取り組みについて検証を行い、目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた第3次労働災害防止計画を策定した。

これを受け当協会の第3次労働災害防止計画を下記のとおり策定し、併せて計画期間の各年度の労働災害防止計画を策定することとした。

2. 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5ヶ年を計画期間とする。

3. 計画の目標

(1)死亡災害

計画期間中の労働災害による死亡者数を平成24～26年実績平均1.67人に比べ20%以上減少（1.336人）させ、1人以下とする。⇒令和5年11月末（速報値） 2名

(2)死傷病災害

休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させ53人以下とする。⇒令和5年11月末（速報値） 58名

（平成24～26年の平均67人→平成31年53人以下に）

平成24年 59（1）人

平成25年 65（0）人

平成26年 77（4）人

計 201（5）人

平均 67（1.67）人 ※（ ）は死亡者数

4. 計画の重点項目

(1)経営者の意識改革

労働安全対策を進めるためには、経営者のリーダーシップのもと労使が一体となった取り組みが欠かせない。そこで、労働災害防止に対する経営者の意識改革を図る。

(2)労働災害防止活動の推進

①安全衛生規程の作成

連合会の作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災

害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、会員事業所における安全衛生規程の作成を推進させ、安全衛生規程に基づく労働災害防止活動の積極的な促進を図る。

- ②当業界における発生数の多い労働災害（例：墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の撲滅
当業界において発生数の多い労働災害を撲滅させる。

5. 計画期間中における労働災害防止の取り組み

(1) 会員事業者が実施する活動

- ① 経営トップによる安全衛生方針に関する決定及び表明の実施
- ② 無災害宣言の実施
- ③ 安全衛生管理体制の構築
- ④ 安全衛生規程の整備
- ⑤ 安全衛生教育の徹底
- ⑥ 労働災害の未然防止対策（安全衛生パトロール、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント）の実施

(2) 協会が実施する活動

- ①無災害率目標及び上記（1）についての目標数値（または率）
- ②上記（1）について会員事業者における取組実績の向上を実現するための計画を作成し、その計画に基づく事業に取り組む。
- ③上記（1）について会員事業者における取組実績を把握する。

6. 令和6年度における労働災害防止計画

(1) 計画の目標

- ① 死亡災害を1人以下とする。 ⇒令和5年11月末（速報値） 2名
- ② 休業4日以上死傷者数を53人以下とする。 ⇒令和5年11月末（速報値） 58名

(2) 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員数を平成28年度87*社から令和2年度 安全衛生規程作成回答会員数190社（118%増加）の実績と令和3年度の未達成を踏まえ、**令和2年度の実績から10社増の200社に増加させる。**

→令和3年度 174社

※23社が過去の回答の作成から未作成で回答（回答者の認識不足）

→令和4年度 103社（87社減）未達成

※減少は過去の回答の作成から未作成での回答が原因（回答者の認識不足）

→令和5年度 129社（前年比26社増）未達成

(3) 令和6年度活動目標

「令和6年度目標」を達成するために令和6年度における活動目標を次のとおり設定する。

- ①会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を**令和元年度に比して増加させる。**

→令和元年度 回答数 514社

→令和4年度 回答数 490社（24社減）未達成

→令和5年度 回答数 493社（前年比3社増）未達成

- ②協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を**令和2年度に比して増加させる。**

→令和2年度 認知回答会員数 434社

→令和4年度 認知回答会員数 418社（16社減）未達成

※減少は過去の回答の認知から未認知での回答が原因

- 令和5年度 認知回答会員数 424社（前年比6社増）未達成
- ③連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を令和4年度に比して増加させる。
- 令和4年度 認知回答会員数 292社
→令和5年度 認知回答会員数 282社（10社減）未達成
- ④経営トップによる安全衛生方針に関する決定及び表明実施している会員数を200社以上とする。
- 令和5年度 決定及び表明している会員数 155社（未達成）
- ⑤無災害宣言を実施している会員数を200社以上とする。
- 令和5年度 実施している会員数 100社（未達成）
- ⑥法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を令和2年度に比して増加させる。
- 令和2年度 安全衛生管理体制構築回答会員数 395社
→令和4年度 安全衛生管理体制構築回答会員数 387社（8社減）未達成
→令和5年度 安全衛生管理体制構築回答会員数 383社（前年比4社減）未達成
- ⑦自社で安全衛生教育を実施している会員数を200社以上とする。
- 令和5年度未調査
- ⑧協会が実施する安全衛生研修会の参加会員企業を令和2年度に比して増加させる。
- 平成28年度 115*社
→令和2年度 安全衛生研修会参加回答会員数 238社
→令和4年度 安全衛生研修会参加回答会員数 191社（47社減）未達成
※減少は過去の回答の参加から不参加での回答が原因
→令和5年度 安全衛生研修会参加回答会員数 203社（前年比12社増）未達成
- ⑨安全衛生パトロールを実施している会員企業を令和3年度に比して増加させる。
- 令和3年度 安全衛生パトロール実施回答会員数 322社
→令和4年度 安全衛生パトロール実施回答会員数 294社（28社減）未達成
※減少は過去の回答の実施から未実施での回答が原因
→令和5年度 安全衛生パトロール実施回答会員数 258社（前年比36社減）未達成
- ⑩ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を令和3年度に比して増加させる。
- 令和3年度 ヒヤリ・ハット活動実施回答会員数 372社
→令和4年度 ヒヤリ・ハット活動実施回答会員数 325社（47社減）未達成
※減少は過去の回答の実施から未実施での回答が原因
→令和5年度 ヒヤリ・ハット活動実施回答会員数 301社（前年比24社減）未達成
- ⑪リスクアセスメントを実施している会員企業を令和3年度に比して増加させる。
- 令和3年度 リスクアセスメント実施回答会員数 243社
→令和4年度 リスクアセスメント実施回答会員数 180社（63社減）未達成
※減少は過去の回答の実施から未実施での回答が原因
→令和5年度 リスクアセスメント実施回答会員数 179社（前年比1社減）未達成

〈重点実施事項〉

- ⑫安全衛生規程を作成している会員企業を令和2年度に比して10社増加させる。
令和5年度目標200社
→令和2年度 安全衛生規程作成回答会員数 190社
→令和4年度 103社（87社減）未達成
※減少は過去の回答の作成から未作成での回答が原因（回答者の認識不足？）
→令和5年度 129社（26社増）未達成

7. 令和6年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

(1)安全衛生事業の推進

- ① 新入社員への安全衛生教育・研修（令和6年9月）
- ② 職長・安全衛生責任者教育・研修（令和6年10月の2日間）
- ③ リスクアセスメント研修会（令和7年2月）
- ④ 第11回安全大会（令和7年2月）
- ⑤ 経営者のための安全衛生教育研修（安全衛生規程）（令和7年3月）
- ⑥ 安全衛生パトロールの実施（令和7年3月）
- ⑦ 安全職長表彰、安全優良事業所表彰、安全標語の表彰（安全大会で表彰）

(2)会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
- ② 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ③ 支部組織や青年部及び女性部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
- ④ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3)安全衛生事業の認知度を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、会報誌、ホームページ、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長は、安全大会等で労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
- ④ 各支部で研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑥ 安全衛生大会を開催する。

(4)連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認知度を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト（<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>）へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(5)会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(6)安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
- ② 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）、中央労働災害防止協会に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(7)会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
- ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ④ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(8)会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(9)会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/>)

(10)会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。